

令和3年（行コ）第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件
控訴人兼被控訴人（一審被告） 国（処分行政庁：原子力規制委員会）
被控訴人（一審原告ら） X1、外112名
控訴人（一審原告ら） X51、外6名
参加人 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

2025年1月6日

大阪高等裁判所 第6民事部CE係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁 護 士	冠	木	克	彦
弁 護 士	武	村	二 三	夫
弁 護 士	大	橋	さ ゆ	り
弁 護 士	高	山		巖
弁 護 士	瀬	戸	崇	史
弁 護 士	谷		次	郎

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備 考
甲 274	日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する原子力規制委員会の審査書抜粋（表紙、目次）	写 令和6年11月13日	原子力規制委員会	断層評価では、断層の位置・連続性と活動性の双方を評価する必要があることが同審査書でも示されていること。	
甲 275	F-6 破碎帯の南側トレンチ調査経緯の資料抜粋（表紙、171～174ページ）	写 平成25年7月8日 有識者会合（第4回評価会合資料）	参加人	南側トレンチの長さが300メートルから70メートルに短くなった理由等が記載されていないこと。	
甲 276	新F-6 破碎帯の走向・傾斜の資料抜粋（表紙、280ページ）	写 平成25年7月8日 有識者会合（第4回評価会合資料）	参加人	新F-6 破碎帯の走向・傾斜が、旧F-6 破碎帯のそれと異なることから、有識者会合の委員から疑義が表明されたことに関する、新F-6 破碎帯の走向・傾斜を示す資料。	